

第3号様式の3（第4条の3関係）

（表）

住民票の写しの続柄記載変更に係る申出書

1 制度の概要

品川区では、お二人の申出により世帯主との続柄を「夫（未届）」または「妻（未届）」と表記した住民票の写しを発行することができます。なお、本取扱いは品川区独自のものです、他の自治体および行政機関で同様の記載を約束するものではありません。

2 申出が認められる要件（以下の要件の全てを満たすことが必要です。）

- (1) 住民基本台帳上、同一世帯であること。
- (2) 養父母または養子の関係でないこと。
- (3) 戸籍上の同性間で、住居と生計を共にするパートナーシップ関係であること。
- (4) 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係であること。

※ 発行3カ月以内の「受理証明書」をご提示願います。

3 申出に伴う注意事項

以下の内容についてご確認くださいましたら、チェックをした上でご署名ください。

戸籍上の性別と異なる続柄の表記は対応できかねます。

（例：男性に「妻（未届）」、女性に「夫（未届）」の記載はできません。）

本申出による住民票の写し上の「(未届)」に係る記載をもって、法的効果が生じるものではありません。

住民票の写しの取扱いについては、それぞれの制度を運用する行政機関や民間企業の判断が優先されます。

本申出後、お二人およびお二人と同一の世帯に属する方に係る住民票の写しの交付は、品川区地域振興部戸籍住民課の窓口、郵送またはオンラインでの請求に限られます。「マイナンバーカードを利用したコンビニ交付」および「他の市区町村の窓口での広域交付」は、ご利用いただけません。

本申出後、ご本人等による住民票の写しの請求の場合のほか、住民票の写しを法令に基づき行政機関や第三者に対し提供せざるを得ない場合にあつては、「(未届)」と記載された続柄の住民票の写しを発行することになります。

住民基本台帳システムを通じた他業務や他の行政機関への情報連携においては、本申出による続柄が反映されず「同居人」と通知されます。

窓口での住民票の写しの交付には、ある程度お時間をいただく場合がございます。

「(未届)」の記載で交付できる住民票の写しは、交付日時点で現存する住民票に係る証明に限ります。「(未届)」の続柄の修正履歴のある住民票の写しや除票の写しの交付などについては対応できかねます。

（裏面もご覧ください。）

(裏)

区外転出の際、作成する転出証明書および転出証明書情報は、続柄を「同居人」と表記します。また住民票が除票になった場合も「同居人」と表記されます。

国から住民票の続柄の記載について、新たな法整備や解釈の変更、指示、指導等があった場合には職権により続柄の記載を改める場合があります。

4 届出が必要になる場合

申出後に、次に該当する事由が生じたときは、品川区長への届出が必要です。

- (1) 転居等によりパートナーシップ関係を解消したとき。
- (2) 世帯分離等により本申出により変更された続柄の者が世帯主になるとき。
- (3) 住民票の写しの続柄を「同居人」などに戻すとき。

上記の事項を確認し、住民票の写しの続柄の記載を変更することを申し出ます。

年 月 日

品川区長 あて

住所 _____

氏名 _____
(世帯主)

氏名 _____
(パートナーの方)

※ 自署してください。

-
- 職員使用欄 本資料は原本を区が受領、写しを届出者に交付
 東京都パートナーシップ宣言宣誓受理証明書の確認 (済 未)
 本人確認書類 ① (免・パ・個・障・身・在留・特永)
②イ (保・介・年金・受)
③ロ (学証・社証)